

茨城県報

第 6 9 2 0 号

昭和56年 3 月19日

木 曜 日

(明治35年 3 月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●保険医療機関及び保険薬局の指定 (保険課)	1
●豚コレラのまん延を防止するための移入禁止及び移動禁止区域等の指定の廃止 (畜産課)	3
●新規土地改良事業の審査 (3 件) (農地管理課)	3
●換地計画の適当決定 (2 件) (")	4
●換地計画の決定 (")	5
●定款変更の認可 (")	5
●堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結 (河川課)	5
●本宮土地区画整理事業の換地処分の告示 (都市計画課)	6

公 告

●建築許可に関する聴聞 (3 件) (建築指導課)	7
●開発行為の工事完了 (")	8
●道路位置の指定 (")	8

告 示

茨城県告示第371号

健康保険法 (大正11年法律第70号) 第43条の 3 第 1 項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和56年 3 月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指 定 記 号 番 号 及 び 指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 称	診 療 科	所 在 地	指 定 申 請 の 事 由
医 科				
031, 002, 9 033, 041, 1 56. 3. 1	(株) 日立製作所 土 浦 診療所	内, 外, 小, 眼, 歯	土浦市神立町字道休 4378の 1	再 指 定
072, 030, 0 "	和 田 病 院	耳咽, 気食, 内, 放	結城市大字結城7603	"
092, 019, 9 56. 2. 23	飯 島 産婦人科 医院	産, 婦	那珂湊市中央 1 丁目 11番28号	"
132, 011, 8 56. 3. 1	勝田耳鼻咽喉科 気管食道科医院	耳咽, 気, 食	勝田市中央町 7 - 20	"

132,015,9 "	勝 田 病 院	外, 内, 胃, 循, 整	" 本町22-2	"
142,029,8 56. 2. 19	医療法人博順会 第 一 診 療 所	内	高萩市大字高萩624	"
342,010,6 56. 3. 1	樋 口 病 院	内, 外, 産婦	久慈郡太子町大字太子705	"
362,060,6 "	佐々木 医 院	産婦, 外, 内	鹿島郡鹿島町宮中2473	"
362,061,4 "	医療法人社団土 合会渡辺胃腸科 外科病院	胃, 外, 整, 内, 放, 理, 皮, 泌	" 波崎町矢田部 9809の20	"
372,029,0 "	医療法人聖愛会 方 波 見 病 院	内, 小, 外, 放, 産婦, 整, 胃	行方郡牛堀町大字牛堀 60-1	"
歯 科				
023,040,5 56. 3. 1	篠 原 歯科医院	歯	日立市南高野町77の5	再 指 定
043,010,4 "	萩 野 "	"	古河市石町5667	"
083,015,4 "	小野瀬 "	"	竜ヶ崎市4248の1	"
173,003,1 56. 2. 20	根 本 "	"	取手市取手甲2-8-9	"
313,017,2 "	小埜歯科診療所	"	東茨城郡小川町小川 1536-1	"
393,007,6 56. 3. 1	歯科新治診療所	"	新治郡新治村藤沢 字愛宕後367-3	"
薬 局				
014,035,4 56. 3. 1	小 沼 薬 局	調 剤	水戸市元台町1509	再 指 定
034,023,6 56. 2. 27	(株) スギヤマ 薬 局	"	土浦市荒川沖343の2	"
114,008,0 56. 3. 1	江戸屋 "	"	水海道市宝町3378	"
174,014,5 "	坂 本 "	"	取手市字台宿1-7-11	"
314,016,1 "	(株) 羽 鳥 "	"	東茨城郡美野里町羽鳥 2576	"
344,002,5 "	フジタ "	"	久慈郡太子町大字太子712	"
344,003,3 "	(有) 里仁堂 "	"	" " " 628	"

364,020,2 "	井 上 "	"	鹿島郡神栖町知手団地177	"
404,007,1 "	(有) 木 村 "	"	筑波郡豊里町子生845	"
414,007,9 "	向 田 "	"	真壁郡明野町海老ヶ島 1298の1	"
医 科				
022,116,8 56.2.14	瀬尾産婦人科内 科医院	産婦, 内, 小	日立市東多賀町 2—15—8	開 設 者 更 変
382,068,5 56.3.1	高 橋 内科医院	内, 神	稲敷郡茎崎村宝陽台 13—11	新 規
歯 科				
013,126,4 56.3.1	岩 間 歯科医院	歯	水戸市城南1—2	新 規
083,020,4 "	竜ヶ崎 "	"	竜ヶ崎市米町4542	"
163,013,2 56.2.1	埜 "	"	笠間市笠間1949—2	移 転
363,054,4 56.3.1	太 田 "	"	鹿島郡神栖町字大沼後 1683	新 規

茨城県告示第372号

昭和55年12月22日付け茨城県告示第1762号(千葉県匝瑳郡野栄町の豚等の移入禁止), 昭和56年1月12日付け茨城県告示第31号(埼玉県狭山市の豚等の移入禁止)及び昭和56年2月26日付け茨城県告示第236号(茨城県西茨城郡岩瀬町犬田の豚等の移動禁止)で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラのまん延を防止するための移入禁止及び移動禁止区域等の指定は, 昭和56年3月11日付けで廃止した。

昭和56年3月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第373号

久慈郡大子町大字上岡1740番地仲野政男ほか11名から昭和56年1月28日付けで認可申請のあつた上岡北向地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年3月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 上岡北向地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 上岡北向地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年3月19日から昭和56年4月8日まで

3 縦 覧 の 場 所 大子町役場

茨城県告示第374号

筑波土地改良区が行おうとする東石田地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年3月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

筑波土地改良区定款の写し

東石田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年3月19日から昭和56年4月8日まで

3 縦 覧 の 場 所 明野町役場

茨城県告示第375号

昭和55年10月15日付けで吉田用水土地改良区から申請のあつた三反町地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年3月12日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年3月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第376号

昭和55年9月2日付けで認可申請のあつた今鹿島地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第4項においてさらに準用する同法第8条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年3月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年3月26日から昭和56年4月16日まで

3 縦 覧 の 場 所 豊里町役場

茨城県告示第377号

昭和55年12月24日付けで認可申請のあつた関本地区第7工区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法同52条の2第4項においてさらに準用する同法第8条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年 3 月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年 3 月30日から昭和56年 4 月20日まで

3 縦 覧 の 場 所 北茨城市役所

茨城県告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営ほ場整備事業境東部地区第一工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年 3 月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年 3 月30日から昭和56年 4 月20日まで

3 縦 覧 の 場 所 猿島町役場
境町役場

茨城県告示第379号

昭和56年 2 月23日付けで菅生沼土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和56年 3 月11日認可した。

昭和56年 3 月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第380号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県潮来土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

昭和56年 3 月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 河川の名称, 河川管理施設の名称又は種類及び河川管理施設の位置

河 川 の 名 称	河 川 管 理 施 設 の 名 称 又 は 種 類	河 川 管 理 施 設 の 位 置
利 根 川 水 系 一 級 河 川 夜 越 川	① 左 岸 堤 防	行方郡牛堀町大字上戸 220 番の 3 地 先から同郡同町同大字 245 番の 2 地 先まで
	② 右 岸 堤 防	行方郡牛堀町大字上戸26番の 2 地先 から同郡同町大字牛堀 863 番の 2 地 先まで
	③ 右 岸 堤 防	行方郡牛堀町大字上戸2524番の 4 地 方から同郡同町同大字28番の 4 地先 まで

2 管理を行う者の住所及び氏名

住 所

行方郡牛堀町大字牛堀17番地

氏 名

道路管理者 牛堀町

町長 鷲 和 雄

3 管 理 の 内 容

- (1) 道路専用施設(路面, (路盤の部分を含む。), 路肩, 道路の附属物その他のもつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。), 改築, 維持又は修繕。
- (2) 路肩に接する法面で, 当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについての維持(ただし, 堤内地側の法面については, 別添横断図による。)
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

4 管 理 の 期 間

昭和56年3月19日から道路の存続する日まで

茨城県告示第381号

土地区画整理法(昭和39年法律第119号)第103条第4項の規定により, 本宮土地区画整理組合施行の本宮土地区画整理事業については, 換地処分があつたので告示する。

昭和56年3月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

公 告

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和56年3月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和56年3月24日 午後2時30分
- 2 聴 聞 場 所 北茨城市平潟町井戸ノ入234—5 他11筆
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
旅館(飲食室)の増築
- 4 申請者住所氏名 北茨城市平潟町井戸ノ入 235 武 子 光 男
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建 増 築
申請延面積62.64㎡ 既存877.42㎡
- 6 敷 地 面 積 1,218㎡
- 7 建 築 物 の 位 置 北茨城市平潟町井戸ノ入234の5 他11筆

-
- 1 聴 聞 期 日 昭和56年3月24日 午後1時
 - 2 聴 聞 場 所 高萩市下手網字天南堂1437—1, —6
 - 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
飲食店から料理店への用途変更
 - 4 申請者住所氏名 高萩市本町1丁目52番地 山 本 義 勝
 - 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 用途変更
飲食店から料理店へ用途変更する部屋
 - 6 敷 地 面 積 1,006.56㎡ 大広間 52帖 中小部屋(15, 12.5, 6帖)
 - 7 建 築 物 の 位 置 高萩市下手網字天南堂1437—1, 6

-
- 1 聴 聞 期 日 昭和56年3月23日 午後1時
 - 2 聴 聞 場 所 水海道市天満町字峯下1807—2, 1807—1, 1811—1
 - 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
割烹(料理店)への用途変更
 - 4 申請者住所氏名 水海道市天満町字峯下1807—2 堀 越 敏 丈
 - 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 用途変更
申請延面積69.75㎡ 既存860.97㎡
 - 6 敷 地 面 積 1,383.39㎡
 - 7 建 築 物 の 位 置 水海道市天満町字峯下1807—1, 1807—2, 1811—1
-

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和56年 3 月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市大津町北町字浜道1479, 1480, 1481の 2, 1482の 1, 同の 2, 1484の 3, 同の162, 1485から1492まで, 1496, 1497の 3 から同の 6 まで, 1541の 1, 同市関本町関本中字粟野前1380の 1, 同の 4 及び 5, 同字浜道1497の 7

2 事業主の住所及び氏名

北茨城市大津町北町1484の212

浜道工業株式会社

代表取締役 前 田 正 直

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和56年 3 月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
境土木指令 第75号	56. 3 . 6	(株)大山 工務店 代表取締役 米山 文雄	東京都北区中里 2 丁目 9 ー 5	猿島郡総和町大字久能 字西原1250ー31	メートル 4.00	メートル 19.80
竜土木指令 第78号	"	久保田喜三	北相馬郡藤代町 岡914ー 1	取手市寺田字大山 4304ー 2	4.10	32.15
" 第79号	"	岡野 秀雄	竜ヶ崎市貝原塚 町2768ー126	北相馬郡藤代町大字櫛 木字櫛木430ー 5	4.00	32.28

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1, 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号

茨城県水戸市城東 1 丁目 5 番 5 号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所